MIRAI 大分みらい信用金庫

夜　間　金　庫　規　定

１．（この規定の取引に係る契約の成立）
　当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立するものとします。

１．の２（利用目的）
　この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

２．（契約期間等）
　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

３．（使用料等）
（１）夜間金庫の使用料は、１年分を前払いするものとし、毎年当金庫所定の日に本人が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を１か月としてその月から次の３月までの月割計算により支払ってください。
（２）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
（３）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

４．（利用方法）
（１）この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当金庫所定の入金帳（入金票）および通帳等とともに当金庫所定の入金カバン（以下「入金カバン」という）に入れ、その入金カバンを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
（２）入金帳(入金票)には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
（３）入金カバンを投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

５．（預金への受入処理）
（１）この夜間金庫に投入された入金カバン内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
（２）前項の取扱いにあたり、入金帳（入金票）に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

６．（入金カバン等の返却）
　入金カバンならびに通帳等は、当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

７．（鍵の保管等）
（１）金庫外扉用鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
（２）入金カバンの鍵正副２個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金カバンの開閉に使用します。

８．（鍵、入金カバンの喪失・き損時の取扱い）
　金庫外扉用鍵、入金カバンおよび入金カバン正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
　なお、この場合、修理費、再製費、または錠前等の取替えに要する費用を負担していただきます。

９．（届出事項の変更等）

（１）名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

１０．（損害の負担等）

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金カバンの不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について第１条の２に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

１１．（反社会的勢力との取引拒絶）

この夜間金庫は、第１２条第３項第１号、第２号ａからｅおよび第３号ａからｅのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第１２条第３項第１号、第２号ａからｅまたは第３号ａからｅの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

１２．（解約等）

（１）この契約は、本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合届出の印章により、当金庫所定の手続きをしたうえ金庫外扉用鍵、入金カバン、および入金カバン正鍵を直ちに当店へ返却してください。なお、金庫外扉用鍵、入金カバンおよび入金カバン正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第８条に準じて取扱います。

（２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ、金庫外扉用鍵、入金カバンおよび入金カバン正鍵を返却してください。第２条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 本人が使用料を支払わないとき
② 本人について相続の開始があったとき
③ 本人の責めに帰すべき事由により当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
⑤ 本人がこの規定に違反したとき

（３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続をしたうえ金庫外扉用鍵、入金カバンおよび入金カバン正鍵を返却してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
ａ．暴力的な要求行為
ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為
ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

ｅ．その他前各号に準ずる行為

１３．（譲渡・転貸等の禁止）
この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、金庫外扉用鍵、入金カバンおよび入金袋正鍵についても同様とします。

１４．（規定の準用）
この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

１５．（規定の変更）
（1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法５４８条の４の規定に基づき変更するものとします。
（2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
（3）前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

（令和８年１０月１日現在）